

洗濯機の買い換え



これまでは縦型の洗濯機を使ってきましたが、洗濯機の買い換えの際、思い切ってドラム式洗濯機にしてみました。

脱水までではなく、乾燥までできれば洗濯物を干す手間が省けてすごく楽になるという妻のプレゼンに乗ったかたちです。

しかし、実際に使ってみると、ドラム式洗濯機で乾燥してはいけない衣類というカテゴリがあり、それらは従来どおり脱水までに留めて干すという工程が必要です。そうすると、乾燥禁止マークの有無で仕分けするという工程が増え、洗濯物を2回しなければならぬという手間が増えました。乾燥可能な衣類については、かなり楽になりましたが、トータルではプラマイゼロといったところでしょうか。

私は、乾燥禁止の衣類も乾燥してしまえという過激派なのですが、穏健派（分別派）の妻がそうさせてくれません。

弁護士会

仕事をしていく上で、補助的な役割を果たしてくれることがあります。

仕事で職務上の印鑑証明書が必要となった場合に発行してくれたり、弁護士会照会という制度で関係各所からいろいろな情報を引き出してもらうことができます。

高い弁護士会費を払ってるので有効活用しなければもったいないです。

弁護士会照会

過去にもこの制度について触れたことがありますが、弁護士会照会とは、弁護士会が関係各所に質問状を発送し、これを受けた関係各所が質問事項に回答をしなければならないという制度です（ただし、法的な回答義務はありません）。

以前話題にした銀行預金の全店照会のほかには、紛争の相手方の住所が特定できない場合、携帯電話の番号が判明していれば携帯電話会社に照会をかけて住所等を回答してもらうというものがあります。内容証明を送ったり、訴訟提起をする場合には相手方の住所が必須なのです。

また、交通事故で事実関係に争いがあるような場合、検察庁に照会をかけて実況見分調書等を開示してもらうときにも弁護士会照会を利用します。

照会を求める事情が相当であると弁護士会が認めた場合でないと利用できませんので、なんでもかんでもというわけではありません。また、利用するための手数料が数千円かかってしまいます。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成 28 年 取手駅前法律事務所 開設